

# 北一輝の対外認識 ——『支那革命外史』以前を中心に——

趙 曉靚 (xiaoliang\_zhao2003@yahoo.co.jp)  
〔名古屋大学〕

The views of Kita Ikki regarding foreign affairs: Before Shina kakumei gaishi

Xiaoliang Zhao

Graduate school of Environmental studies, Nagoya University, Japan

## Abstract

Kita Ikki is well known as a specialist about Xinhai Revolution in China, who went to Shanghai taking part in revolution movements and wrote a book named Shina kakumei gaishi, a private history of the Chinese Revolution after he came back to Japan. Many papers discussed Kita's views about China focusing upon Shina kakumei gaishi, while before Shina kakumei gaishi what his ideas about foreign affairs are is not yet illuminated. This paper will discuss Kita's opinions about foreign affairs before Shina kakumei gaishi by examining his three articles about the Russo-Japanese War and Kokutairon and Pure Socialism.

## Key words

Kita Ikki, the Russo-Japanese War, Kokutairon and Pure Socialism, imperialism, expansionist

## 1. はじめに

北一輝の政治思想を検討する場合、一つ避けては通れない問題は北の対外認識、いわゆる彼における「アジア主義」の問題である。丸山真男が北一輝を「日本ファシズムの教祖」と規定し、かつ日本ファシズムの思想的特徴として「アジア主義」をとりあげるのはあまりにも有名な話である<sup>(1)</sup>。従来、北の対外認識を対象とする研究は、ほとんど『支那革命外史』(1915～1916年、以下『外史』と略す)を中心に展開され、『外史』以前の北の初期論説、とくに北が思想家としてデビューしたといわれる彼の第一の著作『国体論及び純正社会主義』(1905年、以下『国体論』と略す)における北の対外認識に関する検討はかならずしも十分とはいえない。1903年のいわゆる日露三論文の執筆で、北はすでにアジア問題に関心を向け始めたが、その後彼は進化論を学び、独自の社会主義理論の構築に熱中して、その成果は『国体論及び純正社会主義』に結実した。ゆえに『国体論』を取り上げる研究では大半北の社会主義論に焦点をおき<sup>(2)</sup>、彼の対外認識に関する分析がそれほど重視されていないのである。

また、『国体論』における北の対外認識にふれた既存の考察はほとんど二つの方面に絞られている。第一に、平和的な「投票」という手段で国家間の利害対立を調整する国際組織「世界連邦」の成立によって、帝国主義的国家競争をなくし、世界各国が平和的に共存して、さらに一段の進化により国家間の利害対立も消滅し、「人類一国の黄金郷」に至るといふ北における世界秩序の未来展望としての「世界連邦」ないし「人類一国の黄金郷」の理論を踏まえ、北

は無条件に帝国主義戦争を肯定するのではないと論じている<sup>(3)</sup>。第二に、中国・朝鮮の自由を圧迫する軍事行動に対して「社会民主主義の非戦論」を発動すべきという北の主張に注目し、「これは軍事的な領土拡大＝アジア侵略を完全に否定する論理であり、日本の植民地支配に対する反対の論理である」と判断し<sup>(4)</sup>、北の非帝国主義、非膨張主義を強調している。しかし後述するように、両者はともに北の主張における膨張主義を軽視している。

以上の先行研究をふまえ、本論では日露三論文と『国体論及び純正社会主義』を中心に『支那革命外史』以前の北一輝の対外認識を検討してみる。

## 2. 日露三論文

日露三論文とは、日露関係の緊迫化が増大した1903年北が地元の「佐渡新聞」に掲載した「日本国の将来と日露開戦」、「日本国の将来と日露開戦(再び)」、「咄、非開戦を言ふ者」の三論文である。当時日本では、日露戦争の是非は論壇・ジャーナリズムの話題になっていた。義和団事件(1900年)で出兵したロシア軍は、事件終結後本国に引き揚げないで満洲に駐屯していた。日本の世論は、ロシアの意図が朝鮮への勢力拡大にあると見なし、日露の対決が不可避であると唱えるものが多かったが、幸徳秋水、堺利彦など社会主義者を中心とした一部の新聞では非戦論を強く主張していた。また、内村鑑三などクリスチャンもヒューマンイズムの立場で「非戦論」を唱えた。中学校在学中にすでに社会主義思想に深く引き付けられていた北は、日露戦争の是非については社会主義者と見解を異にしていた。そして日露三論文こそ、北の日露戦争に関する立場の表明である。この三つの論文において北は熱烈に開戦論を主張して非戦論を手厳しく批判した。従来北研究において「比較的等閑視された」この日露三論文の意義に関して、岡

本幸治はつぎのように高く評価した。

「北における日露戦争は、単なる『対外政策の基準』にとどまらず、実に北の雄大なる思想構造の機軸を定めたという点で、思想家北の形成に決定的な役割を果たしたのである。北のあらゆる論議はこの思想機軸の展開にあり、憲法論、国家論、日本歴史論、明治維新論、社会主義論から恋愛論に至る全ての発言がこの例外ではないのであって、(中略) 北の思想体系を誤り無く理解する鍵は、日露戦争が北に与えたインパクトとそれに対する北の対応を正しく掌握すればよい、ということに尽きる<sup>(5)</sup>」。

このような岡本の評価の是非はともかく、少なくとも北の対外認識を考察する場合、日露三論文を読解するのが手掛かりの一つだと思う。以下この三つの論文における北の日露戦争観を見てみよう。

要するに、北にとっての日露戦争は「危機に非ず」、「好機なり<sup>(6)</sup>」。つまり「帝国飛躍の好機」、「黄人種救済の好機」および「文明の敵スラブ蛮族庸愆の好機」というものであった<sup>(7)</sup>。

## 2.1 「帝国飛躍の好機」としての日露戦争——戦争による領土拡張の主張

第一論文「日本国の将来と日露開戦」の冒頭、北は「露国に対する開戦、然らずむば日本帝国の滅亡<sup>(8)</sup>」と明確に自分の意見を打ち出した。すなわち開戦は「帝国の飛躍」であり、反対に非戦イコール亡国と北は主張している。この主張の背後に存在しているのは「日本国の地位」とその「脚下の現実」に対する北の認識であった。彼によると、日本の置かれていた国際社会は、既に「帝国主義の時代」に入っている。英米仏独露などの帝国主義列強は「砲火」と「商工」をもって、「米大陸」、「西比利亜」、「濠州」、「印度」、「阿弗利加」のすべてを握り、日本は全く西洋列強の「包圍攻撃の中央に立てるなり」という状況にあった。他方日本国内はいかなる状況にあったのだろうか。北の目に映った日本は「十六万方哩」の狭い領土と、「五十万の数を以て増加しつつある」人口の「子沢山なる貧乏人」の国であった。このような厳しい状況の打開策として、北はつぎのように述べる。

「倖ひにして支那の現状の如くなるを免かれしと雖も、三十歳の小児〔日本〕が一躍この世界列強の紛争渦中に投ずる。——北に露西亜あり、東に亜米利加あり、膠州湾の独、上海の英、安南の仏。三十歳の小児はこの白人種包圍攻撃の中央に立てるなり。而して領土の小なる農を以て立つ能はず、商工を以て立つ能はず。包圍攻撃は駁々として迫る<sup>(9)</sup>」。

「然らば奈何にすべき、(中略) 吾人は云ふ、戦争のみ、戦争を以て帝国主義を主張するにあるのみ<sup>(10)</sup>」。

すなわち北は、日本は急増している人口と狭い国土の国であり、しかも英米仏露など列強がすでにアジア地域を植民地化した以上、「農業立国」も、「商業立国」も共に「空夢に過ぎず」と、日本の平和的発展策を退け、帝国主義の時代を生き残るために西洋列強との戦争で領土を拡張しなければならぬと主張した。

「実に千歳の一遇なり。将来に於て来らざる千歳の一遇なり。農業立国をいふ者よ、何ぞ先づ西伯利亞に入ることを叫ばざる。商工立国をいふ者よ、何ぞ先づ満韓より露の撃退を唱えざる<sup>(11)</sup>」。

つまり具体的には、眼前の日露関係の緊迫を「千歳の一遇」ととらえて、日露開戦において満州と朝鮮半島からロシアを撃退して、「満州鉄道」と「東清鉄道」を奪い、年々増殖している日本の人口を満州ないしロシアのシベリア平野に移民させるという方策であった。すなわち、北の考えにおいて帝国主義時代に置かれた日本が生き残るための唯一の方法は、戦争に訴えて他の帝国主義国家を撃退し領土拡張を果たすことであった。このように北は日露戦争の意義を日本国の生存と結びつけ、それに「日本国の生存」と「戦争」とは不可分のものになった。

その次の問題は、「日本国の生存」という目的およびこの目的実現の手段としての戦争の正当性が如何ということであった。この問題に関して、北は社会主義者たちの非戦論批判を踏まえ、独自の議論を展開した。まず、北は自分なりに「社会主義」を解説した。

「吾人の社会主義は、独立せる吾人の国家の力によりて其の経済的平等を実現することに存す<sup>(12)</sup>」。

「社会主義の実現は団結的権力を恃む。国家の手によりて土地と資本との公有を図る。鉄血によらず筆舌を以て、弾丸によらず投票を以て。——生産と分配との平均、即ち経済的不公平を打破することが是れ吾人の社会主義なり<sup>(13)</sup>」。

ここで注目すべきは、北が社会主義を実現する力を「国家」に求めていることである。この認識に基づいて、北は「国家の存在」を無条件に認める。彼はつぎのように述べている。

「故に社会主義は必ず国家の存在を認む。故に国家の自由は絶対ならざるべからず。故に外の主権の支配下におかざるべからず。故に国家の独立を要す<sup>(14)</sup>」。

それゆえに「スラブ蛮族の帝国主義は砲火を以て迫り来る」時、社会主義は全力を挙げて国家を守らなければならない、と北は結論を下した。

では平和的手段で国家を守れるか否かについて、北はロシアを「猛獣」に喩え、日本を「群羊」に喩えて、「武器

なくして群羊を猛獣の爪牙より護り得むや」と非戦論者の甘さを批判した。そして、「刃に対しては刃を以て防ぐの外なし」と北は強く主張した。つまりロシアの戦争挑発に対して、戦争をもって立ち向かわなければならないという論理であった<sup>(15)</sup>。

また前にふれたように、同時期の社会主義者は明治国家が帝国主義国家であり、それに帝国主義一般を批判する立場から日露戦争を非難した。たとえば、幸徳秋水が日本とロシアの「帝国主義」に区別をつけず両方を批判するのは有名である<sup>(16)</sup>。それに対して北は、アメリカの帝国主義が「富豪の帝国主義」、ドイツの帝国主義が「皇帝の帝国主義」、ロシアの帝国主義が「世界征服の帝国主義」と規定しながら、日本の帝国主義についてつぎのように述べている。

「吾人の帝国主義は国家の当然の権利——正義の主張のみ。外邦の残酷暴戾なる帝国主義の侵略に対して国家の機関と国家の羅針盤とを防禦するのみ。狭隘の国土より出づる国民をして外邦の残酷暴戾なる帝国主義の脚下に蹂躪せしめず、国家の正義に於て其の権利と自由とを保護するのみ。吾人の帝国主義とは乃ち是れなり。借問す。社会主義と何処に於て矛盾撞着するや<sup>(17)</sup>」。

すなわち北によれば、日本の対外戦争と領土拡張は社会主義を実現する「力」——国家生存のための自己防衛であり、それとは逆に西洋列強のそれは国家による対外侵略である。このようにして、北は日本の帝国主義——戦争（日露戦争）による領土拡張を、米独露などほかの列強のそれとは区別し、日本社会主義を実現する不可欠の一環として徹底的に是認した。

## 2.2 「黄人種救済の好機」としての日露戦争——北におけるアジア認識と人種主義の問題、西洋との対決の発想

北のアジア認識と人種主義との関連について、橋川文三はつぎのように述べている。

「北一輝の思想に人種の発想があったか否かは、微妙な問題である。彼の著作の中にしばしばオゴタイ汗のビジョンが登場することからいえば、彼が白色に対する黄色の大衆という発想をいっていたことは確かだが、彼の思想全体から見れば、いわゆるレイシズムが基本哲学となっていたとは考えられない<sup>(18)</sup>」。

つまり、北一輝の思想全体における人種主義の役割はそれほど重要ではないという。しかしながら、日露三論文にかぎっていえば、北に対する人種主義思想の影響が大きいといえる。結論を先にいえば北は日清戦争以来多くの日本の知識人を魅了した人種主義的発想を媒介としてアジア問題に近づき始めたのである。

日清戦争後における三国干渉の衝撃、日本における軍国主義の高まりという時代的背景のもとに、「人種競争」の

説は急速に知識人と一部の政治家の間に広がった。この中には、高山樗牛の「人種競争論」と近衛篤磨の「東洋モンロー主義」などが数えられる。他方、ヨーロッパでは日清戦争末期の1895年春ごろドイツ皇帝ウィルヘルム二世が「黄禍論」を唱え、ヨーロッパ列強がこの「黄禍」に一致して対抗すべきであると呼びかけていた。日清戦争後、日本に対する三国干渉はこの黄色人種抑圧論の最初の具現化だとされている。その後黄色人種に対する人種的偏見は長く白人諸国で保持され、とくに太平洋周辺諸地域では中国人及び日本人の移民の排斥や制限が続けられた<sup>(19)</sup>。日清戦争から日露三論文までの10年近くの期間は、ちょうど北にとっては12歳から20歳までの人格形成期に当たっている。このような時代的雰囲気は北に大きな影響を与えたことが想像できよう。その影響の現れが「黄人種救済の好機」としての日露戦争のとらえ方だといえよう。

日露三論文では、当時の世界における黄色人種の悲惨な運命に言及している。

「將た徒に海外移民を説く者よ。支那人と共に豪州に於て加奈太に於て排斥されむとしつつある吾人の同胞を思へ。更にその同胞が如何なる状況にあるかを思へ。労働者のみに非ずや。彼等富豪の奴隷のみに非ずや。米国軍艦にある者の如き其形小にして船童に似て小器用なりといふが故に用ひらるるといふに至ってはむしろ憤るに非ずや<sup>(20)</sup>」。

19世紀半ばごろ、金を求めようとした中国人移民は、オーストラリアとカナダに大量入国し、これらの国では中国人労働者が急増した。その結果、金鉱が発見された州において中国人排斥運動がおこり、州議会は中国人移民制限措置、ないし土地取得禁止等を含む中国人排斥法を制定した。そして19世紀末、中国人に対する移民制限は日本人を含むアジア人全体に及ぶこととなった<sup>(21)</sup>。このような状況に対して、北は西洋に移住した黄色人、すなわち日本人と中国人が西洋人の奴隷になり、その「奴隷」になった「同胞」を解放するのは東洋の代表選手日本の果たすべき使命だと主張した。この種の認識の枠組みにおいて、北はつぎのように日露戦争の意義を捉えている。

「五千万の国民よ。世にもし『国家存亡の秋』てふ言のあらばそは今日に非ずや。否、日本帝国の存亡に非ず。今日に於いて、一たび露に下らむか、清韓四億の黄人種は永遠に奴隷の境遇より脱する能はざらむ。満州問題に非ず、竜巖浦問題に非ず、日本帝国の問題に非ず、実に黄白人種競争の決勝点なり<sup>(22)</sup>」。

すなわち、北における日露戦争は、日本の国益を守るための戦争だけではなく、黄色人種である中国人と韓国人をロシアの「奴隷」たる運命から解放することを目的とする戦争である。彼はさらにいう。

「日本帝国の飛躍、黄人種運命の挽回、今や三十歳の小

兒は世界歴史に向って最も壯嚴なる頁を綴らむとす。吾人五千万人の国民はこの光榮に対して大胆に覺悟する所なからず<sup>(23)</sup>」。

すなわち、黄人種解放の戦争の担い手としての日本が「黄人種を代表する」役割を果たすべきなのは自明のことである。

### 2.3 「文明の敵スラブ蛮族庸愚の好機」としての日露戦争——北における「支那保全」の発想

北の第三論文「咄、非開戦を言ふ者」で批判を浴びたものの中には社会主義者のほか内村鑑三も含まれている。内村鑑三はかつて日清戦争を朝鮮の独立を助ける日本の「義戦」と規定して、若い北に大きな影響を与えた人物である<sup>(24)</sup>。「咄、非開戦を言ふ者」で北は内村鑑三の日清戦争論を逆手に利用して、内村の非戦論を批判する。

「氏よ。日清戦争は何が故に正義にして日露開戦は何が故に罪悪なるか。(中略) 朝鮮の独立を助くることは何が故に正義にして支那帝国を保全することは何が故に罪悪なるか。(中略) 貧弱国を併呑とせし清を懲らせることが何が故に正義にして、老衰国の宗廟を蹂躪する露を伐つことが何が故に罪悪なるか<sup>(25)</sup>」。

つまり、朝鮮を併呑しようとした清国を懲罰した日清戦争は正義であるなら、清国を「スラブ蛮族」ロシアの侵略から「保全」する日露戦争も当然義戦であるという。いわゆる「支那保全」の発想は日露戦争以前にすでに北に存在していたといえるが、この時期における「支那保全」は主に日露戦争を正当化する理由として用いられる側面が強くて、日中関係のあり方に対する具体的な構想までは至らないのである。それが可能になるのは北の中国革命体験を待たざるをえなかった。

以上日露三論文を考察してきたが、初期の論文においても、北の対外認識に重要な位置を占める戦争による領土拡張、西洋列強との対決および「支那保全」の問題にそれぞれ触れている。北によれば、日本は帝国主義の時代を生き残るために西洋列強との戦争で領土を拡張しなければならない。しかも、このような対外戦争は日本の国益のためだけでなく、東アジアを西洋の侵略から守る「義戦」である。彼は「支那保全」のビジョンで内村鑑三の非戦論を批判したが、この時期における「支那保全」は、主に日露戦争を正当化する理由として用いられ、日中関係のあり方に対する具体的な構想までは至らなかった。また、西洋列強との対決の発想は北のなかにすでに存在していたが、この場合北が念頭においたのは、朝鮮半島と中国の東北地方で日本と覇権を争ったロシアのことであり、英米を含む西洋全体との関係如何、および具体的な対中政策に関する認識の成立は北の中国革命体験を待たざるをえなかった。

### 3. 『国体論及び純正社会主義』

1904年2月日露両国がそれぞれ宣戦を布告し、日露戦争が勃発した。いち早く朝鮮半島と遼東半島に上陸した日本陸軍は、遼陽会戦、旅順攻撃、奉天会戦などでつぎつぎと勝利を収めた。海上では1905年5月日本連合艦隊はロシアのバルチック艦隊を捕捉し、日本海海戦においてそれを潰滅させ、日本軍の勝利は決定的となった。そして1905年8月日露両国はポーツマスで講和会議を開き、9月5日日露講和条約が締結された。この条約においては、韓国における日本の政治的・軍事的・経済的優越権の承認、日本の対韓指導、監理、保護の措置をとることを妨げざることを約諾(第2条)、ロシア政府が清国政府の承諾を得て遼東半島租借権、長春・旅順口間鉄道およびその他の支線、これらに関連する一切の権利、特権、譲与の日本政府への移転譲渡(第5、6条)などが規定されている。このような日露戦争の結末は東アジアの国際関係に大きな変動をもたらした。戦争に勝利した日本は戦後、多年の目標だった韓国における勢力を著しく増進させ、ついに1910年韓国を併合した。満洲において、日本は遼東半島租借権と南満洲鉄道に関する権益をロシアより継承し、南満洲鉄道の経営のため南満洲鉄道株式会社を設立し広範な事業活動を行った。こうして日本は満洲に本格的に進出するようになり、講和条約はその手がかりを与えた。日露戦争は日本の帝国主義段階への移行に大きな役割を果たし、戦後東北アジアにおける日露両国の関係は一時安定した状態に入っていた。

さて、日露開戦及び戦争中の日本軍の一連の勝利は、北の対外危機感を緩和して彼の視線を国際関係から日本国内の問題に向わせていったと考えられよう。そして日露開戦後の1904年から1906年まで、北は1905年10月に「社会主義の啓蒙運動」と題する一文を郷里の『佐渡新聞』に投稿する以外、約2年間、アジア問題、日露戦争に関する論文どころか、全く議論らしいものは残していなかった。この2年間ほとんど沈黙していた間、北は上京し早稲田の聴講生となり6ヵ月で退学した後、図書館で独学して自らの社会主義論を構築するようになる。その一連の努力は1906年北の思想家としてのデビュー作『国体論及び純正社会主義』に結実したのである。

まず、『国体論』において北がとくに力を注いだのは、進化論を土台にみずからの「純正社会主義」を構築することであった。彼は世界歴史を古代、中世、近代と、三つの段階に区分した。それに、古代は君主制国家、中世は貴族制国家、近代は社会民主主義国家と規定していた。古代も中世も国家の主権が一人の特権者(君主)または複数の特権者(貴族)の手にあるため、国体においては同じ「家長国」である。近代に入ると、「国家が明確なる意識に於て国家自身の目的と利益のために統治するに至りし者にして、目的の存する所利益の帰属する所として国家が主権の本体となりしなり」、すなわち、国家の主権は一人あるいは少数の特権階級の手から国家そのものに帰属するようになっていく。さらに、北によれば、このような「家長国」から社会民主主義国家への移行は歴史の「進化」である<sup>(26)</sup>。こ

の主張をふまえ北が、天皇が国家の統治権を総攬するという専制主義的天皇制およびそれをささえる国体論（万世一系の天皇神権説）を厳しく批判したのはよく知られている<sup>(27)</sup>。では、このような社会民主主義国家の政治体制に関して、北は具体的にどのようなイメージをもっていたのだろうか。つぎに『国体論』における北の明治国家論を手がかりに説明していく。

周知のように、明治憲法では第一条において、大日本帝国は万世一系の天皇が統治することを規定し、また第四条において、天皇が国の元首であり統治権を総攬するとして、天皇にいわゆる国家統治の大権を帰属せしめている。そして天皇は、国家権力の実質的な最高責任者である内閣総理大臣をはじめとする官職任命権を保持し（第十条）、陸海軍の統帥権限をもつと定められている（第十一条）。しかし、他方で、法律の制定、新規予算の決定などについては、議会の議決を必要とし（第三十七条、第六十四条）、貴族院とならんで議会を構成する衆議院が国民から選出されると規定している（第三十五条）。つまり、明治憲法下の日本の天皇制が、単純に専制的君主制ではなく、ウェーバー的な意味での立憲制的君主制とされる所以である。マックス・ウェーバーは近代ヨーロッパにおける君主制の類型を「議会制的君主制」と「立憲制的君主制」にわけ、つぎのように説明している。「議会制的君主制」は、イギリスに典型的にみられるような議院内閣制を実質的内容とする君主制である。つまり、議会への政党選挙をつうじて、多数党からなる内閣は、行政権と軍隊統帥権などを握った実質的な「政治的国家指導者」であり、彼らの国家指導者としての地位は、君主の意志にかかわらず、もっぱら彼らの政党の選挙戦での勝利に依存しており、選挙戦で敗北すれば退陣を余儀なくされる。この場合、君主の主要な役割は、指導的な政党首領を国家指導者に任命することによって形式に彼を正統化すること、また彼の処置を合法化する機関として機能することに限定される。「立憲制的君主制」は、プロイセン憲法下の君主制やドイツ第二帝政などのように、議会政党による権力の把握が十分でなく、君主が「大臣任命をはじめとする官職任命権および軍統帥権の占有」など「固有の権力」をなお保持している統治形態である。そこでは、いわゆる絶対主義的君主制とは異なり、たとえば法律の制定や予算の決定においては、君主と議会の一致が必要とされる。しかし上記の官職任命権や軍統帥権のほか、憲法上の規定が欠けているような問題で、君主の任命による行政府と立法府である議会とのあいだの妥協が成立しないような限界状況において、君主はその「決定権を有する」のである。要するにウェーバーの分類によると、立法権が国民によって選出される議会に帰属するのは両者の共通点であるが、行政権と陸海軍の統帥権が国民に選出される衆議院で多数をしめる政党からなる政党内閣、突き詰めていけば国民に帰属するか、あるいは行政府である内閣の構成員を任命する権限を有する君主に帰属するかに関しては両者が決定的に分れている。日本の場合、実際の政治においては、内閣総理大臣の任命は、伊藤博文、山県有朋

など元老と呼ばれる薩長藩閥集団のトップ・メンバーの推薦にもとづいて行なわれており、しかも、その推薦は君主に対する単なるアドバイスにとどまるのではなく、実質的には彼らとその決定権を保持していた。このことによって行政府である内閣は、天皇でもなく議会（政党）でもなく、藩閥勢力につよく制約されていた。この点は、君主がしばしば独自の意志で実際に行政権を行使するヨーロッパの立憲制的君主制に対する日本の特徴をなしているところである。しかし、イギリスと異なり、両者のいずれにおいても統治権の中核をなす行政権と陸海軍の統帥権は、国民の手から離れているのである<sup>(28)</sup>。さて北は、明治憲法ができた以後の日本は法律的にすでに社会民主主義国家であり、つまり「平等な多数 [国民] と一人の特権者 [天皇] を以て統治者たる」国家であると主張している<sup>(29)</sup>。彼によると、明治憲法下の日本において、「平等の多数」の国民に選挙された帝国議会と「一人の特権者」である天皇が立法機関を構成することになっている。すなわち立法権は国民と天皇の手にあるという。そして北はこれを「立憲君主政体」と呼ぶ<sup>(30)</sup>。また、国家の「統治権」における肝心な行政権と陸海軍の統帥権について、北はつぎのように述べる。

「固より日本に於て天皇は行政の長官たり或は陸海軍を統率する時に於ては各その場合に於ける機関たることは明白なり<sup>(31)</sup>」。

つまり、行政権と軍隊の統帥権はあくまでも天皇に帰属し、イギリスの「議会制的君主制」のように国民に選出された議会多数党からなる内閣が握るわけではないと、北は主張した。一方、北は「国家はその目的と利益とに応じて国家の機関を或は作成し或は改廃するの完き自由を有す」<sup>(32)</sup> という文章を記入しているが、その後彼は「親ら民主的革命の大首領たりし現天皇は固より歴史以来の事実の照らして日本今後の天皇が高貴なる愛国心を喪失すと推論するが如きは（中略）想像の余地なし」<sup>(33)</sup> として、行政権と陸海軍の統帥権を天皇から国民に移す必要と可能性を否定していたのである。この一点に関して、北と対極的意見を有するのは大正デモクラシーの旗手とされた吉野作造である。たとえば、「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」と題する著名な論文において吉野は、法律的に日本の主権は君主にあるが、実際的な政治運営の場合君主の主権は制限を受けなければならない、これこそ立憲と専制がわかれるところであると述べている。さらに、君主主権の制限について吉野はつぎのように説いている。

「問題となるものありとすれば、君主の大権が如何なる種類の制限を受くべきやといふ点にあらねばならぬ。即ち人民一般の意嚮に聴くといふ制限を受くべきや、又は君側二三者の意見に諮ると云ふ制限を受くべきやといふ様な問題に帰する。（中略）予の観る所によれば、大臣の任命に付き議会の多数党に人を探るのも、元老の御下問によって

極めるのも、共に君主の大権に対する事実上の制限たる事は同一であると思ふ。只其制限の種類が同じくない。一つは多数に相談して極めるといふ形に在り、他は少数に相談して極めると云ふ形にある。然らば茲に君主は果たして其何れの制限を採るべきものであるかの問題が起る。(中略) 我国に於ては、明治初年以來多数の人に諮るを以て立国の国是なりとして居る。明治天皇陛下は維新の初め、現に、広く會議を起し万機公論に決すべしと勅せられて居る。即ち多数の人に相談して公平にして且つ正当な政治を行ふと云ふ民本主義の精神は、明治初年以來我国の国是であつた<sup>(34)</sup>。

すなわち吉野は、立憲政治は国民の意思が直接反映される、そして国民の支持を背景とした政治であり、すなわち国民によって選出される議會を基礎にして、衆議院で多数をしめる政党が行政権の担当者を選出する政党内閣でなければならないと考えているのである。また、天皇の統治大権の一つとされる陸海軍の統帥大権に対しても、吉野はしばしば批判をむけている。

「統帥権の親裁事項たるは立法権司法権と異なるところはない。其間に根本的の區別あるかの如くに觀じ独り統帥権に限り(中略) 國務大臣の輔弼の外に置くは大なる誤解であると思ふ<sup>(35)</sup>」。

周知のように、明治憲法において軍事行動および軍の編成などの統帥事項に関し、軍部といわれる陸軍大臣、陸軍参謀総長、海軍大臣、海軍軍令部総長が閣議あるいは首相を経ずに直接に天皇に上奏するのはいわゆる「帷幄上奏」である。吉野はそれを批判して、陸海軍とともに参謀本部などの軍令機関もふくめて、国民に選出された議會を基礎とする政党内閣の統率下におくべきだと主張している。

以上述べてきたように、吉野作造は、行政権と陸海軍の統帥権を、藩閥官僚および軍部の掌握から国民によって選出される議會を基礎にして、衆議院で多数をしめる政党に組織される政党内閣のコントロール下に移行すべきと主張した。それに対して北は、立法権は天皇、および国民による選挙をベースにする議會からなる「最高機関」にあると主張したが、行政権と陸海軍の統帥権は国民から選出される議會ではなく、天皇に帰属すると考えている。この意味において両者はともに専制主義的天皇制を批判し、「立憲君主制」を主張していたが、二人の主張の中身は大きく違っていると見える。つまりウェーバーの分類でいうと、吉野はドイツ式の「立憲制的君主制」からイギリス式の「議會制的君主制」への移行を構想しているが、北の考えは行政権と陸海軍の統帥権が天皇に帰属する点でイギリスの「議會制的君主制」との間に重要な相違点を有するといえよう。この点は従来『国体論』を研究対象とする先行研究において必ずしも明らかにされていないと思う。たとえば、戦後先駆的北一輝研究者の一人とされる久野収は、『国体論』において北が展開する「天皇主権、万世一系、君臣

一家、忠孝一致」など専制主義天皇制イデオロギーに対する批判に注目し、北が主張した「立憲君主」制は国家の支配権を天皇から国民に移行させようとする、久野の言葉では「天皇の国民、天皇の日本から、逆に国民の天皇、国民の日本という結論をひき出し、この結論を新しい統合の原理にしようとする」点で吉野と「同一の方向」をめざしていると論じており、それまで「日本ファシズムの教祖」とみなされる批判の対象でしかなかった北に高い評価を与えた<sup>(36)</sup>。また、渡辺京二は北の天皇論は、天皇が議會とともに国政指導に関与できる点でイギリスの君主像から距離があるとふれながら<sup>(37)</sup>、つぎのように述べる。

「北の天皇論は、現実には専制的な神聖君主として機能している天皇を、民主国のそれにふさわしいレベルまで、縮小させようとする必死の努力であつた。そのように縮小された天皇が、英国皇帝と似たような制限立憲君主像に近づくのは、ある意味で理の当然といつてよい。(中略) 彼は明治国家における天皇を、『国家の特権ある一分子として国家の利益と目的との下に活動する国家機関の一つなり』と規定する。(中略) それが『国家機関の一つなり』というのは、国家機関はほかに議會があつて、天皇が唯一の国政指導者ではないことをいう。つまりこれは、天皇の分限を明らかにする言葉なのである<sup>(38)</sup>」。

つまり渡辺は、国家の立法権は天皇が議會とともに行使すべきだという北の主張は、天皇の行為が議會によって制限されることを意味し、ゆえにイギリスの立憲君主制に似ているとみている。しかし、前述したように実際『国体論』における北の天皇論は、行政権と陸海軍の統帥権が国民ではなく、天皇に帰属する点で吉野作造の主張ないしイギリスの君主制との間に重大な相違点が存在しており、しかもこの点は先行研究で見落とされている。

ところで、北は明治憲法ができて以後の日本は、法律的にはすでに国民と天皇が統治する「社会民主主義国家」であると主張したが、実際には「地主という黄金貴族」と「資本家という経済的諸侯」が国の土地と生産機関を独占することにより、国家の経済的利益を略奪して、しかも「普通選挙」が行なわれない場合、国民から選出される議會といえども正確に国民の意思を反映できず、経済的優位を示す地主と資本家など特権階級に握られており、藩閥内閣も政党内閣も地主と資本家の傀儡であると彼はみている<sup>(39)</sup>。それに対して、北は「普通選挙」の実施で国民の代表を議會に送り、議會における地主と資本家の勢力を排除するうえ、国民が団結し地主と資本家を「威圧して服従」させ、土地と生産機関の国有を実現するいわゆる「経済的維新革命」を唱えた<sup>(40)</sup>。

さて、以上のような国家構想を抱えた北は、対外的にはどのような世界秩序像を展開したのであろうか。北によれば、「社会民主主義」は「国家競争の絶滅すべき」を理想とする「世界連邦」と「人類一國の黄金郷」を終局的理想とする。彼はいう。

「社会主義の世界連邦論は斯くの競争の単位を世界の単位に進化せしむると共に、国家競争の内容を連邦議会の議決に進化せしめんとする者なり。(中略) 現今の国家競争が等しく未だ競争を決定すべき政治機関なきが為に今尚外交の陰謀譎詐と砲火の殺戮の方法に於て行はるゝものを、今後は階級競争の其れの如く投票によりて決せんが為に世界連邦論あるなり。(中略) 更に一段の進化によりて連邦間の競争は全く絶滅して人類一国の黄金郷に至り<sup>(41)</sup>」。

つまり、国内で「社会民主主義」を実現した国家は、連邦議会で平和的「投票」により国家間の利害の対立を調整する「世界連邦」を結成し、さらに「世界連邦」も進化して、国家間の対立が完全に消滅する「人類一国の黄金郷」に到達するという考えである。

では上記のような「社会民主主義国家」→「世界連邦」→「人類一国の黄金郷」の構想において、北は現実に存在した帝国主義の国家競争をどのようにみているのだろうか。彼はいう。

「経済的境遇の甚しき相違と精神的生活の絶大なる変異とが世界連邦の実現と及び世界的言語(例へばエスペラントの如き)とによりて掃蕩されざる間、社会主義の名に於て国家競争を無視する能はず<sup>(42)</sup>」。

「帝国主義なくして全国家の權威の上に築かるゝ世界連邦の世界主義なし<sup>(43)</sup>」。

すなわち、北は帝国主義国家競争を「社会民主主義国家」から「世界連邦」までの間の不可欠な一環として正当化したのである。このような北の対外構想に対して、佐藤美奈子はつぎのように分析する。つまり、北によると進化論は世界人類に等しく働きかける普遍原則であり、その意味で各国家が「生存競争」をおこなう平等な「単位」である。この「国家の平等性」を対外的に当てはめてみた場合、国家間の生存競争という帝国主義的現状容認の議論につながりかねないが、北は無条件に帝国主義的戦争を肯定しているわけではない。世界秩序の未来展望として彼が平和的「投票」で国家間の利害対立を調整する「世界連邦」、および国家間の競争がまったく絶滅する「人類一国の黄金郷」を主張するのはその裏づけである。さらに佐藤は、日中関係を主題とする『支那革命外史』にいたると、北は単なる進化論という普遍理論だけでは議論が展開できず、日本と中国の具体的状況を検証しなければならぬ彼は、『国体論』における普遍的国家平等観を裏切り、「民族特殊性」に注目しはじめて日中間の「上下関係」、いいかえれば帝国主義的支配関係を創出していると論じている。要するに佐藤は、『国体論』において進化論という普遍原理から出発し国家平等観を構築して、しかも帝国主義戦争に歯止めをかけようとした北の考えには非軍事的、非帝国主義的、非民族的要素が存在しているが、辛亥革命参加によって

北の思想には「軍事的・帝国主義的・民族的要素」が与えられ、そして彼は帝国主義的上下関係を日中両国間に当てはめるようになっており、北の思想変容のプロセスを描いた<sup>(44)</sup>。

しかし、『国体論』のなかの北の国家平等観と「世界連邦」論から非軍事的、非帝国主義的、非民族的要素を抽出しようとした佐藤の論点には二つの問題点が含まれていると思われる。第一に、『国体論』において北は普遍的な進化論を媒介に観念的に「国家の平等性」を捻出したと考えられても、彼の場合このような観念的な国家平等観は必ずしも現実的対等な国家関係、換言すれば非「上下」関係につながらないのである。前にふれたように、北は日露三論文では日本の満洲・朝鮮領有をつよく主張した。日露戦後日本政府が積極的に展開した満洲・朝鮮における利権設定の活動に対して、北は『国体論』で次のように述べる。

「日清戦争に勝ち日露戦争に勝ちて、利益線の膨張、貿易圏の拡大が無数に存在する経済的家長君主の強大を加ふるとも、其れによりて国民と国家とが強大なりや否やは全く問題を異にする<sup>(45)</sup>」。

「経済的維新革命」が成功しないかぎり、日露戦争の成果は少数の特権階級の利益にしかならず、国家全体の強大にはつながらないと、一見日露戦後の利権拡大に対する批判であったが、ここで北が批判したのは日露戦争の成果を独占した日本国内の特権階級であり、満洲・朝鮮に利権をもつこと自体ではない。実際、『国体論』においても北は日本の満洲・朝鮮領有という日露三論文の主張を一度も否定していない。このような日本による満洲・朝鮮支配という北の帝国主義の主張は、北の対外認識において一貫したものであり、日中間あるいは日朝間の非「上下」関係は、辛亥革命参加が北の思想に与えた新しい要素とはいえないだろう。

第二に、北の「世界連邦」論における軽視しえない矛盾を佐藤は見落としている。つまり、社会進化の不可欠な一環として帝国主義を積極的に容認した北は、帝国主義の侵略・征服から世界各国が平和に共存する「世界連邦」への移行が如何にして可能なかについての考察を怠ったのである。しかたないから競争を行なうことと、国家競争を社会進化の一環として積極的に評価することとはまったく別のことであり、しかも激烈な国家競争の時代から、競争が絶滅し世界各国が平和的に共存する世界への肝心な架け橋はいったいどこにあるのだろうか。それについて北はまったく説明せず、彼の論理は帝国主義の現状容認からいきなりに世界連邦へ飛躍してしまったのである<sup>(46)</sup>。そのため北の「世界連邦」論は必ずしも彼の帝国主義主張に対する歯止めとして機能できず、後述するように『国体論』において北は中国・朝鮮の「自由」を主張しながら、日本による満洲・朝鮮の植民地支配を一切否定せず、さらに後日東アジアにおける列強間の帝国主義闘争の中心舞台中国に渡ると、北はみずから『国体論』のなかの「世界連邦」論を

否定するようになった。1919年北は上海で『国家改造案原理大綱』を執筆し、その中において彼は来るべき世界平和をつぎのように論じている。

「現時までの国際的戦国時代に亞いて来るべき可能なる世界の平和は必ず世界の大小国家の上に君臨する最強なる国家の出現によりて維持さるゝ封建的平和ならざるべからず<sup>(47)</sup>」。

北がいう世界各国に君臨する最強国はいうまでもなく日本である。ここに至ると、『国体論』における「社会主義の戦争絶滅は世界連邦国の建設によりて期待し、帝国主義の終局なる夢想は一人種一国家が他の人種他の国家を併呑抑圧して対抗する能はざるに至らしむる平和にあり<sup>(48)</sup>」という各国の平和的、かつ対等的に共存する「世界連邦」の主張が、すでに帝国主義覇権国の理論に取って代わられているのは明らかである。

つぎに、『国体論』において北は現実に日本と中国・朝鮮との関係をどうみているのだろうか。前に述べたように、この時期自らの社会主義理論を構築するのが北の主な問題関心であり、そのため『国体論』において東アジアの国際関係を直接に論じた記述はそれほど多くなかったのである。『国体論』の最後において北は日露戦後日本の対中国・朝鮮政策の原則をふれた。

「自由は自己の自由を尊重すると共に他の自由を承認するの自由ならざるべからず。吾人は日本国の貴族的蛮風の自由が更に進化して文明の民主的自由となりて支那朝鮮の自由を蹂躪しつつあるを断々として止めしめざるべからず。社会民主主義の非戦論は実に今後の努力に存するなり<sup>(49)</sup>」。

中国・朝鮮の「自由」を尊重し、この二国に対する軍事的侵略を非戦論で反対すべきだという主張であるが、前述したように日露戦争の結果日本が満洲・朝鮮を植民地化することに対して北は一切批判していない。すると日本による満洲・朝鮮の植民地支配への容認と中国・朝鮮の「自由」の「尊重」という主張は如何にして両立できるか。この点について萩原稔はつぎのように説明している。

「しかし、西欧列強に勝利したアジアの国家が日本一国しかない以上、中国や朝鮮の軍事力だけではこれらの地域を守り得ない。ゆえに北は、日本が中心となって軍事力を行使して列強の侵略を防がねばならないという考えのもと、満洲・朝鮮に対する日本の進出を主張するのである。よって、中国や朝鮮は、『満洲の回収』や『朝鮮の完全独立』などという主張を展開してはならない。それは西欧列強の侵略から独立を守るという、いわば三国共通の『大我』とでもいうべきものに反する『小我』的な要求であるからである<sup>(50)</sup>」。

つまり萩原によると、北は中国・朝鮮が自国の力で満洲・

朝鮮を守ることができない以上、日本の満洲・朝鮮支配が西洋帝国主義列強のアジア侵略に抵抗し、東アジア三国の自由を守ることであると考へ、ゆえに彼はそれが中国・朝鮮の自由の尊重と矛盾していないと主張した。また、萩原は北による「支那朝鮮の自由」の尊重の説について、つぎのように述べる。

「しかし、まがりなりにも独立国である以上、中国や朝鮮も、現実の国家競争の中で生き残る権利がある。『社会民主主義の非戦論』は、日本が『大我』を忘れ、自己の国益という『小我』を振りかざして中国や朝鮮の『自由』を侵害するような事態に立ち至ったときにおいて発動される<sup>(51)</sup>」。

すなわち、北は日本による満洲・朝鮮支配を賛成したが、それ以上中国・朝鮮の自由を侵害することを反対したという。さらに、萩原はこのような北の主張が「日本の植民地支配に対する反対の論理」であり、それに『世界連邦』の理想である各国家相互の『自由』の承認をとりあえず日本と中国・朝鮮との間で実現させるものであると論じている<sup>(52)</sup>。しかし、植民地争奪を中心とする列強間の帝国主義闘争の現状を社会進化の一環として積極的に容認した北にとって、中国・朝鮮の自由の保障がどうして可能であろうか、しかも日本による満洲・朝鮮の植民地化はいかに解釈されても、中国・朝鮮にとって自国の自由を侵害する帝国主義的進出であり、日露戦後列強の承認をとりつつ、南満洲と朝鮮半島を植民地化する日本政府の大陸政策から北がどれほど距離を置いていたかは疑問である。

#### 4. おわりに

以上考察してきたように、1903年満洲と朝鮮半島をめぐる日露関係の緊迫化をきっかけに、北はアジア問題に関心をもちはじめ、地元の「佐渡新聞」に日露三論文を寄稿し、日露開戦を主張した。彼によれば、日本が人口急増と狭い国土の国であり、かつ欧米列強がすでにアジア地域を植民地化している以上、日本は国家間競争が激しい帝国主義時代を生き残るために欧米列強との戦争により海外領土を獲得しなければならない。ゆえに眼前の日露関係の緊迫をチャンスにロシアと戦争して、満洲と朝鮮半島からロシアの勢力を追い払い、同地域を日本の植民地にすると北は主張した。つぎに、北は黄人種連帯の視点にたち、日露戦争が日本の国益を守る戦争だけではなく、黄人種である中国人と朝鮮人をロシアの「奴隷」から解放する「義戦」であると唱えた。最後に、内村鑑三の非戦論を批判するため北は「支那保全」の論理を用いたが、この時期における「支那保全」は主に日露戦争を正当化する理由であり、日中関係のあり方に対する具体的な構想までは至らなかったのである。また、西洋列強との対決の発想は北のなかにすでに存在していたが、この場合、北が念頭においたのは、朝鮮半島と中国の東北地方で日本と覇権を争ったロシアのことであり、英米を含む西洋全体との関係如何、および具体的



な対中政策に関する認識の成立は北の中国革命体験を待たざるをえなかった。

1904年北が望んでいた日露戦争が勃発し、日本はロシアをやぶり、南満洲と朝鮮半島におけるロシアの利権を継承した。この間、北は進化論を習得して、対外関係から日本国内の問題に関心がうつり、1905年『国体論及び純正社会主義』を執筆して、独自の社会主義理論の構築により思想家としてデビューした。『国体論』において、北は天皇が国家の統治権を総攬するという専制主義的天皇制およびそれをささえる万世一系の天皇神権説を批判し、「社会民主主義国家」論を打ち出した。すなわち、立法権は天皇と国民にあるが、行政権と陸海軍の統帥権が天皇に帰属する政治体制である。先行研究ではこのような北の国家構想が吉野作造の立憲国家論ないしイギリスの立憲君主制と似ているとされているが、本論で考察してきたように、行政権と陸海軍の統帥権が天皇に帰属し、国民と無縁であるという点において北の主張は吉野作造の立憲国家論ないしイギリスの立憲君主制と決定的に分れているのである。また北によると、明治憲法ができて以後の日本は、天皇と国民に選挙された帝国議会が法律を制定する「最高機関」であるゆえに法律的にはすでに「社会民主主義国家」である。しかし現実的には資本家と地主が国家の土地と生産機関を握っているため、国民は資本家と地主に従属し、議会も彼らに把握されている。そこから北は資本家と地主の支配権を打破するための「経済的維新革命」を唱えた。すなわち、「普通選挙権」を獲得し、議会における資本家と地主の勢力を排除したうえで、国民は団結して資本家と地主を屈服させ、よって国家の経済的主権の回復——土地と生産機関の国有——を実現することである。また、北は「社会民主主義国家」は帝国主義戦争をへて、「投票」という平和的手段により国家間の利害対立を調整する「世界連邦」を組織し、さらに国家間の利害対立が完全に消滅する「人類一国の黄金郷」に至ると、世界秩序の未来像を打ち出した。このような北の構想を踏まえ、北が帝国主義戦争に歯止めをかけようとする論じた先行研究は存在しているが、筆者のみるところでは、北が「社会民主主義国家」から「世界連邦」に進化するまでの不可欠の一環として帝国主義戦争を積極的に容認し、しかも侵略・征服を特徴とする帝国主義時代から各国が平和的に共存する「世界連邦」への飛躍が如何にして可能であるかに関する考察がなされていないため、北の「世界連邦」論は必ずしも彼の帝国主義に対する歯止めとしての役割を果たさず、後日東アジアにおける列強間の帝国主義闘争の中心舞台中国に渡ると、北のなかの帝国主義の主張がすぐ肥大化していくのはその証明であった。なお、『国体論』において北は断片的に日露戦争を批判したが、それは日本が中国・朝鮮に利権を持つことに対する批判ではなく、日露戦争の成果を独占した資本家地主など日本国内の特権階級を非難するのが北の出発点である。最後に、北は中国・朝鮮の自由を圧迫する軍事的侵略に反対すべきだと仄めかしたが、日本による満洲朝鮮領有を一切否定していない。しかし日本による満洲・朝鮮の

植民地化はいかに解釈されても、中国・朝鮮にとって自国の自由を侵害する帝国主義進出であり、ゆえに日露戦後列強の承認をとりつつ、南満洲と朝鮮半島を植民地にする日本政府の大陸政策から北はどれほど距離を置いていたのかは疑問であり、『国体論』における北は必ずしも非膨張主義者とはいえないのであろう。

## 注

- (1) 丸山真男『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年、34頁、57頁。その際、丸山はつねに「大亜細亜主義」といい、「アジア主義」とはいわない。
- (2) 滝村隆一『北一輝 日本の国家社会主義』、勁草書房、1973年、渡辺京二『北一輝』、朝日新聞社、1985年など。
- (3) 萩原稔「北一輝における『アジア主義』の源流——初期論説を中心に——」『同志社法学』53巻2号、2001年9月、佐藤美奈子『『東洋』の出現——北一輝『支那革命外史』の一考察——』『政治思想研究』第1号、政治思想学会、2001年5月。
- (4) 萩原前掲論文、104頁。
- (5) 岡本幸治『北一輝——転換期の思想構造』、ミネルヴァ書房、1996年、20頁、21頁。
- (6) 『北一輝著作集』3、みすず書房、1972年、86頁。
- (7) 同前。
- (8) 同前、73頁。
- (9) 同前、81頁。
- (10) 同前。
- (11) 同前、83頁。
- (12) 同前、90頁。
- (13) 同前。
- (14) 同前、90頁。
- (15) 同前、92頁、96頁、97頁。
- (16) 「与露国社会党書」、「嗚呼増税」『幸徳秋水全集』5、明治文献、1968年。
- (17) 前掲『北一輝著作集』3、94頁、95頁。
- (18) 橋川文三『黄禍物語』、筑摩書房、1976年、153頁。
- (19) 同前参照。
- (20) 前掲『北一輝著作集』3、83頁。
- (21) 麻田貞雄「日米関係と移民問題」、斎藤真ほか編『日本とアメリカ——比較文化論』2、南雲堂、1973年参照。
- (22) 前掲『北一輝著作集』3、84頁。
- (23) 同前。
- (24) 同前、88頁。
- (25) 同前。
- (26) 『北一輝著作集』1、214頁、215頁。
- (27) 同前、214頁～230頁。
- (28) 川田稔「立憲制的君主制から議会的君主制へ」、伊藤之雄、川田稔編『環太平洋の国際秩序の模索と日本——第一次世界大戦後から五五年体制成立——』、山川出版社、1999年参照。
- (29) 前掲『北一輝著作集』1、354頁、355頁。

- (30) 同前、232 頁。
- (31) 同前、231 頁。
- (32) 同前、248 頁。
- (33) 同前、421 頁。
- (34) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」、『吉野作造選集』2、岩波書店、1996年、46頁、47頁。
- (35) 吉野作造「所謂帷幄上奏に就て」、『大阪朝日新聞』1922年2月21日。
- (36) 久野収「日本の超国家主義——昭和維新の思想」、久野収、鶴見俊輔『現代日本の思想——その五つの渦——』、岩波新書、1956年。
- (37) 渡辺前掲書、123 頁。
- (38) 同前、121 頁。
- (39) 前掲『北一輝著作集』1、378 頁、379 頁。
- (40) 同前、389 頁、392 頁。
- (41) 同前、112 頁。
- (42) 同前、432 頁。
- (43) 同前、434 頁。
- (44) 佐藤前掲論文。
- (45) 前掲『北一輝著作集』1、57 頁。
- (46) この点に関して松沢哲成も同じことを指摘している（「解説 北一輝」『人と思想 北一輝』、三一書房、1977年、335 頁）。
- (47) 『北一輝著作集』2、280 頁。
- (48) 『北一輝著作集』1、111 頁。
- (49) 同前、435 頁。
- (50) 萩原前掲論文、106 頁。
- (51) 同前。
- (52) 同前、104 頁、108 頁。

(受稿：2006年5月24日 受理：2006年6月1日)